

(第57回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第57期 報告書

2021年12月1日から2022年11月30日まで

KRS

株式会社キューソー流通システム

開催日時

2023年2月21日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

ハイアットリージェンシー東京
地下1階「センチュリールーム」

株式会社キューソー流通システム

証券コード：9369

目次

事業報告

- 1. 企業集団の現況 2
- 2. 会社の現況11
- 3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制
の運用状況20

連結計算書類26

計算書類29

監査報告32

(添付書類)

事業報告 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、経済社会活動の正常化が進み、個人消費などには緩やかな持ち直しの動きが見られましたが、原材料やエネルギー価格の高騰や円安の進行など、先行きは不透明な状況にて推移しました。

食品物流業界におきましては、新型コロナウイルス感染対策の行動制限が緩和されるなか、外食需要に関する荷動きに回復の動きも見られました。一方、内食需要に関する荷動きは底堅く推移しましたが、巣ごもり消費の一服や食品の値上がりなどの影響も見られました。また、軽油価格や電気代の上昇など、事業環境は厳しい状況が続きました。

このような状況のなか、当社グループは、「徹底力で体質強化」をテーマに掲げ、「機能の強化」「環境変化への対応」「海外展開の基盤拡充」「新領域への参入」の4つを基本方針とした第7次中期経営計画（2022年11月期から2024年11月期）を推進しております。既存資源の最大活用による利益率の向上、事業環境の変化に対応した社会的価値の創出、海外における事業の安定化と、更なる展開に向けた基盤強化を進めております。また、食品の温度管理技術を活かした高付加価値物流を提供できる体制構築に取り組んでおります。

営業収益は、共同物流事業における出荷物量減少の影響などがありましたが、専用物流事業における既存取引や事業領域の拡大に加え、関連事業のインドネシアにおける取り扱い物量増加などにより、前年を上回りました。営業利益は、従来の物流コストや軽油価格に加え、電気代の上昇がありましたが、増収による利益増加、コスト改善、適正料金施策などが進捗し、前年を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきまして、営業収益は1,796億49百万円（前期比2.1%増）、営業利益は36億95百万円（同1.6%増）、経常利益は32億59百万円（同1.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億58百万円（同6.6%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(共同物流事業)

共同物流事業の営業収益は、食品や菓子メーカーの取引拡大に加え、外食需要に関連する業務用食品の荷動きに回復の動きなどがありましたが、通期においては出荷物量減少の影響などにより、減収となりました。利益面は、燃料や労務費などのコスト上昇に対し、運送・倉庫の効率化や適正料金施策の進捗などにより、前年を上回りました。

この結果、営業収益は1,261億14百万円（前期比0.1%減）となり、営業利益は16億59百万円（同4.3%増）となりました。

(専用物流事業)

専用物流事業の営業収益は、チェーンストアやコンビニエンスストアに関する既存取引や事業領域の拡大などにより、増収となりました。利益面は、燃料などのコスト上昇に対し、増収による利益増加や、コスト改善の進捗などにより、前年を上回りました。

この結果、営業収益は380億67百万円（前期比3.2%増）となり、営業利益は14億7百万円（同13.0%増）となりました。

(関連事業)

関連事業の営業収益は、インドネシアにおける保管や配送の取り扱い物量増加などにより、前年を上回りました。利益面は、増収による利益増加はありましたが、インドネシアにおける燃料影響や設備投資に対する適正料金での顧客獲得の遅れなどにより、前年を下回りました。

この結果、営業収益は154億66百万円（前期比20.5%増）となり、営業利益は6億7百万円（同22.0%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は73億83百万円（消費税等別）であり、その主なものは、共同物流事業において、冷蔵庫設備の更新、営業車両の新規取得、買い替えなど25億94百万円の設備投資を実施いたしました。また、専用物流事業において、冷蔵庫設備取得、営業車両の新規取得、買い替えなど7億82百万円の設備投資を実施いたしました。関連事業において、国内における賃貸用産業車両の新規取得、買い替えなど、インドネシアにおける冷蔵庫設備取得など40億5百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、主に株式取得や設備投資資金として長期借入金47億65百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分		第54期 (2019年11月期)	第55期 (2020年11月期)	第56期 (2021年11月期)	第57期 (当連結会計年度) (2022年11月期)
営業収益	(百万円)	172,185	171,171	175,967	179,649
経常利益	(百万円)	4,350	2,611	3,306	3,259
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,835	1,187	1,561	1,458
1株当たり当期純利益	(円)	73.86	47.78	62.81	58.67
総資産額	(百万円)	88,175	107,614	110,836	118,976
純資産額	(百万円)	40,085	45,146	47,872	52,155
1株当たり純資産額	(円)	1,470.03	1,472.62	1,547.89	1,665.15

(注)1. 2021年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割したため、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 第56期(2021年11月期)において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第55期(2020年11月期)に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率		主な事業内容
		直接 (%)	間接 (%)	
キューソーティス株式会社	82	100.00	－	共同物流事業
株式会社エスワイプロモーション	200	51.00	－	共同物流事業
キューソーサービス株式会社	30	100.00	－	関連事業
株式会社キューソーエルプラン	20	100.00	－	共同物流事業
株式会社サンエー物流	38	100.00	－	専用物流事業
株式会社サンファミリー	99	90.00	－	専用物流事業
アクシアロジ株式会社	66	90.00	－	専用物流事業
キューソーアレスト株式会社	20	100.00	－	専用物流事業
上海丘寿儲運有限公司（中国）	1,000	87.00	10.00	関連事業
フードクオリティーロジスティクス株式会社	10	100.00	－	専用物流事業
株式会社フレッシュデリカネットワーク	20	51.00	－	共同物流事業
株式会社久松運輸	20	－	100.00	共同物流事業
PT Kiat Ananda Cold Storage（インドネシア）	166	51.00	－	関連事業
PT Ananda Solusindo（インドネシア）	1,439	51.00	－	関連事業
PT Manggala Kiat Ananda（インドネシア）	766	51.00	－	関連事業
PT Trans Kontainer Solusindo（インドネシア）	116	67.33	－	関連事業

(注) 1. 2021年12月1日付で、キューソーアレスト株式会社は、キューソーロジック株式会社を吸収合併いたしました。

2. 2022年4月1日付で、大阪サンエー物流株式会社は、商号をアクシアロジ株式会社に変更しております。

(4) 対処すべき課題

先行きにつきまして、ウィズコロナのもと景気が持ち直していくことが期待されますが、物価上昇による消費減退が荷動きに与える影響など、今後の動向に十分な注視が必要となっております。

このような状況のなか、当社グループは、「徹底力で体質強化」をテーマに掲げ、「機能の強化」、「環境変化への対応」、「海外展開の基盤拡充」「新領域への参入」の4つを基本方針とした第7次中期経営計画(2022年11月期から2024年11月期)を引き続き推進してまいります。

2023年11月期の業績につきまして、営業収益は1,830億円(前期比1.9%増)、営業利益は40億円(同8.2%増)を見込んでおります。

◎中期経営計画（2022年度～2024年度）

テーマ

徹底力で体質強化

(めざす姿) 魅力ある人と技術でベストパートナーとなり環境と人にやさしい企業をめざします

基本方針

機能の強化	環境変化への対応	海外展開の基盤拡充	新領域への参入
既存資源を最大活用し、利益率向上を図る	急速に変化する事業環境へ対応し、社会的価値を創出する	既存事業の安定化とASEANへの展開に向けた基盤強化	温度管理技術を用いた物流をベースとする新しい取り組み

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

事業区分	主要な会社	主な事業内容
共同物流事業	(株)キューソー流通システム キューソーティス(株) (株)エスワイプロモーション (株)キューソーエルプラン 他2社	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の保管・荷役、全国共同配送 ・原材料である油脂・食酢等のローリー輸送
専用物流事業	(株)サンファミリー アクシアロジ(株) 他3社	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストアなどの物流センターオペレーション業務
関連事業	キューソーサービス(株) PT Kiat Ananda Cold Storage PT Ananda Solusindo PT Manggala Kiat Ananda PT Trans Kontainer Solusindo 他1社	<ul style="list-style-type: none"> ・車両・物流機器・燃料等の販売 ・中国における倉庫・輸配送 ・インドネシアにおける倉庫・輸配送・フォワーディング

(注) 2022年4月1日付で、大阪サンエー物流株式会社は、商号をアクシアロジ株式会社に変更しております。

(6) 主要な営業所等 (2022年11月30日現在)

① 当社

本社	東京都調布市	
【共同物流事業】		
東日本支社	茨城県猿島郡五霞町	1 S L C ・ 16営業所 ・ 3センター
中日本支社	東京都府中市	2 S L C ・ 13営業所 ・ 6センター ・ 1 T C
西日本支社	兵庫県神戸市東灘区	1 S L C ・ 17営業所 ・ 4センター

② 子会社

キューソーティス株式会社	東京都調布市	(本社他24営業所)
株式会社エスワイプロモーション	東京都江東区	(本社他13営業所)
キューソーサービス株式会社	東京都調布市	(本社他10営業所)
株式会社キューソーエルプラン	東京都調布市	(本社他9ブロック)
株式会社サンエー物流	東京都昭島市	(本社他6営業所)
株式会社サンファミリー	埼玉県三郷市	(本社他19営業所)
アクシアロジ株式会社	大阪府枚方市	(本社他10営業所)
キューソーアレスト株式会社	大阪府枚方市	(本社他6営業所 ・ 2センター)
上海丘寿儲運有限公司	中国 ・ 上海市	(本社他2営業所)
フードクオリティーロジスティクス株式会社	東京都調布市	
株式会社フレッシュデリカネットワーク	東京都府中市	(本社他1営業所)
株式会社久松運輸	香川県綾歌郡宇多津町	(本社他4支社)
PT Kiat Ananda Cold Storage	インドネシア ・ プカシ	(本社他4支店)
PT Ananda Solusindo	インドネシア ・ ポゴール	
PT Manggala Kiat Ananda	インドネシア ・ ジャカルタ	
PT Trans Kontainer Solusindo	インドネシア ・ プカシ	

- (注) 1. 2021年12月1日付で、キューソーアレスト株式会社は、キューソーロジック株式会社を吸収合併いたしました。
2. 2022年4月1日付で、大阪サンエー物流株式会社は、商号をアクシアロジ株式会社に変更しております。

(7) 従業員の状況 (2022年11月30日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
共同物流事業	3,405名 (2,484名)	△83名 (△58名)
専用物流事業	2,082名 (3,030名)	△32名 (△143名)
関連事業	1,270名 (18名)	472名 (2名)
全社 (共通)	156名 (16名)	△12名 (2名)
合 計	6,913名 (5,548名)	345名 (△197名)

(注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
664名 (280名)	30名減	39.1歳	14.2年

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年11月30日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	10,083
PT Bank Central Asia Tbk	9,902
株式会社みずほ銀行	7,337
農林中央金庫	3,893
株式会社三菱UFJ銀行	3,885
株式会社りそな銀行	400
株式会社商工組合中央金庫	223
株式会社三十三銀行	100
明治安田生命保険相互会社	6

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2022年11月30日現在)

- | | |
|---|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 73,200,000株 |
| (注) 2021年12月1日付で実施した株式分割 (普通株式1株を2株に分割) に伴い、発行可能株式総数は36,600,000株増加しております。 | |
| ② 発行済株式の総数 | 25,355,800株 |
| (注) 2021年12月1日付で実施した株式分割 (普通株式1株を2株に分割) により、発行済株式の総数は12,677,900株増加しております。 | |
| ③ 株主数 | 12,179名 |
| ④ 単元株式数 | 100株 |
| ⑤ 上位10名の株主 | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
キューピー株式会社	10,760	43.29
株式会社中島董商店	1,474	5.93
株式会社日本カストディ銀行	1,390	5.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,210	4.87
キューソー持株会	625	2.52
SMB C日興証券株式会社	453	1.82
MSIP CLIENT SECURITIES	341	1.38
キューソー流通システムグループ従業員持株会	341	1.37
株式会社三井住友銀行	291	1.17
株式会社みずほ銀行	234	0.94

(注) 当社は、自己株式499,116株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年11月30日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役および監査役の様況 (2022年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の様況
代表取締役社長	にし お ひで あき 西 尾 秀 明	キューソーサービス株式会社 代表取締役社長
常務取締役	ささ じま とも あり 笹 島 朋 有	関連事業担当兼管理担当 PT Kiat Ananda Cold Storage 代表コミサリス PT Ananda Solusindo 代表コミサリス PT Manggala Kiat Ananda 代表コミサリス PT Trans Kontainer Solusindo 代表コミサリス
取締役	とみ た じん いち 富 田 仁 一	執行役員 共同物流事業担当
取締役	いぬ つか えい さく 犬 塚 英 作	執行役員 専用物流事業担当兼グループ開発担当
取締役	やま だ ひろ し 山 田 啓 史	キューソーティス株式会社 代表取締役社長
取締役	なが お たか し 長 尾 隆 史	長尾法律事務所 代表 株式会社ジェノバ 取締役 (社外) 愛媛オーシャン・ライン株式会社 監査役
取締役	おお つき けい こ 大 槻 啓 子	一般社団法人日本医療資源開発促進機構 理事 株式会社日本エスコン 取締役 (社外)
取締役	かわ また よし ひろ 川 又 義 寛	株式会社ビジョナリーボード 代表取締役
取締役	いま 村 よし ふみ 今 村 嘉 文	キューピー株式会社 執行役員 品質保証本部長
常勤監査役	ふじ おか あきら 藤 岡 晃	
常勤監査役	おお たけ しげ お 大 竹 茂 雄	
監査役	こ いずみ まさ あき 小 泉 正 明	小泉公認会計士事務所 所長 マネックスグループ株式会社 取締役 (社外、監査委員会委員長)
監査役	わた なべ みき 渡 部 幹	渡部技術士事務所 所長
監査役	いい づか か つ こ 飯 塚 佳都子	シティユーワ法律事務所 パートナー 日新製糖株式会社 (現 ウェルネオシュガー株式会社) 取締役 (社外) ユシロ化学工業株式会社 取締役 (社外、監査等委員)

- (注) 1. 取締役長尾隆史、大槻啓子および川又義寛の3氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、東京証券取引所に対し、取締役長尾隆史、大槻啓子、川又義寛および監査役小泉正明、渡部幹、飯塚佳都子の6氏を独立役員として届け出ております。
3. 取締役長尾隆史および監査役飯塚佳都子の両氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 監査役小泉正明、渡部幹および飯塚佳都子の3氏は、社外監査役であります。
5. 監査役小泉正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 責任限定契約の内容の概要
- 当社と社外取締役長尾隆史、大槻啓子および川又義寛の3氏、取締役今村嘉文氏ならびに社外監査役小泉正明、渡部幹および飯塚佳都子の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
- なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役長尾隆史、大槻啓子および川又義寛の3氏、取締役今村嘉文氏ならびに社外監査役小泉正明、渡部幹および飯塚佳都子の3氏が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位および重要な兼職の状況
岡本信明	2022年2月22日	任期満了	取締役 学校法人トキワ松学園 理事長

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役西尾秀明、笹島朋有、富田仁一、犬塚英作、山田啓史、今村嘉文、長尾隆史、大槻啓子、川又義寛の9氏および監査役藤岡晃、大竹茂雄、小泉正明、渡部幹、飯塚佳都子の5氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社社員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意または重過失の場合には補償の対象としないこととしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の争訟費用、訴訟対応費用、調査対応費用、信頼回復費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意または重過失の場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役等の報酬の決定に独立社外取締役の適切な関与・助言を得て、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2019年12月25日開催の取締役会にて、指名・報酬委員会を設置しております。

当社は取締役等の報酬の決定にあたり、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が指名・報酬委員会にて審議された内容および取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。また、指名・報酬委員会の独立性を確保するため、委員の半数以上が独立社外取締役となっております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬および会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬を基本として支給することとしております。

(取締役)

社外取締役を除く取締役の報酬は、役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬で構成されております。会社業績の評価は、本業の業績向上を通じた企業価値向上をより強く意識することを目的に、連結営業利益を指標として評価することとしております。なお、報酬額全体に占める基本報酬と業績連動報酬の構成割合は、おおよそ8：2となります。当該指標にかかる当連結会計年度の目標値は連結営業利益4,300百万円であり、実績値は連結営業利益3,695百万円であります。

また、中長期の業績を反映させる観点から、報酬の一定額を抛出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、その全てを保有することを奨励しております。

取締役の報酬の額は、指名・報酬委員会に諮った上で、2007年2月22日開催の第41回定時株主総会において決議された総額の範囲内において取締役会でこれを決定しております。なお、個別の報酬額は代表取締役が取締役会からの委任を受けて、指名・報酬委員会での審議内容に基づき決定しております。

当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会での審議を踏まえて取締役会で決定することとしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬である基本報酬のみとしております。

(監査役)

監査役の報酬については、監査役の協議により決定しており、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	員数 (名)	固定報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	合計 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	9 (5)	118 (15)	29 —	147 (15)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	48 (10)	— —	48 (10)
合計 (うち社外役員)	14 (8)	167 (25)	29 —	196 (25)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2007年2月22日開催の第41回定時株主総会において年額360百万円以内（使用者兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は3名）です。
2. 監査役の報酬額は、2007年2月22日開催の第41回定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。
3. 上表の業績連動報酬総額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。
4. 期末日現在、取締役9名、監査役5名であります。
5. 取締役会は、代表取締役社長西尾秀明氏に対し、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会の同意を得ております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先の状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人との関係

氏名	重要な兼職先の状況
取締役 長尾隆史	長尾法律事務所 代表
取締役 川又義寛	株式会社ビジョナリーボード 代表取締役
監査役 小泉正明	小泉公認会計士事務所 所長
監査役 渡部幹	渡部技術士事務所 所長
監査役 飯塚佳都子	シティユーワ法律事務所 パートナー

- (注) 1. 長尾法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 株式会社ビジョナリーボードと当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 小泉公認会計士事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 渡部技術士事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 5. シティユーワ法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。

ロ. 重要な兼職先の状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人との関係

氏名	重要な兼職先の状況
取締役 長尾隆史	愛媛オーシャン・ライン株式会社 監査役 株式会社ジェノバ 取締役 (社外)
取締役 大槻啓子	一般社団法人日本医療資源開発促進機構 理事 株式会社日本エスコン 取締役 (社外)
監査役 小泉正明	マネックスグループ株式会社 取締役 (社外、監査委員会委員長)
監査役 飯塚佳都子	日新製糖株式会社 (現 ウェルネオシュガー株式会社) 取締役 (社外) ユシロ化学工業株式会社 取締役 (社外、監査等委員)

- (注) 1. 愛媛オーシャン・ライン株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 株式会社ジェノバと当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 一般社団法人日本医療資源開発促進機構と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 4. 株式会社日本エスコンと当社との間には、特別の利害関係はありません。
 5. マネックスグループ株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 6. 日新製糖株式会社 (現 ウェルネオシュガー株式会社) と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 7. ユシロ化学工業株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。

ハ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 長尾 隆史	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>法律家の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行う他、経営会議等の重要会議へ出席するとともに、業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査に参加しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、開催された委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 大槻 啓子	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>証券アナリストとしての知見・経験から、企業分析の観点での意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査に参加しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、開催された委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 川又 義寛	<p>就任後、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席となっております。</p> <p>経営コンサルタントとしての知見・経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査に参加しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、開催された委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 小泉 正明	<p>当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>会計実務家としての見地から取締役会において、業務執行状況、内部牽制に関する発言を行っており、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要な発言を積極的に行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査に参加しております。</p>
監査役 渡部 幹	<p>当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>技術士（建設部門・都市及び地方計画）としての専門的な知見から取締役会において、業務執行状況、内部牽制に関する発言を行っており、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要な発言を積極的に行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査に参加しております。</p>
監査役 飯塚 佳都子	<p>当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>法律家の見地から取締役会において、業務執行状況、内部牽制に関する発言を行っており、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要な発言を積極的に行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査に参加しております。</p>

ホ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ヘ. 社外取締役および社外監査役を選任する際の独立性に関する基準または方針

当社は、東京証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当しない社外取締役および社外監査役をすべて独立役員として指定しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	67

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、助言業務等を委託し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 基本的な考え方

当社グループは、グループ経営理念に基づく事業活動を通じて、社会に貢献し信頼され続けることを使命としております。当社グループを取り巻く事業環境の変化に対応した経営の迅速な意思決定と経営の健全性・透明性・公正性を高めていくことが、継続的な企業価値向上の重要な課題であると考えており、これに資するコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。また、法令等の遵守を定めたキューソースピリット（倫理行動規範）の重要性を認識するとともに、全役職員が高い倫理観をもって事業活動を行うことができるよう、コンプライアンス・マニュアルの制定やコンプライアンス・プログラムを実施しております。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保する体制

・当社取締役会における決議内容の概要

(1) 総論

本決議は、会社法第362条第5項（同法第362条第4項第6号）に基づき、代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、取締役・従業員が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムおよび金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本決議に基づく内部統制システムの構築は、代表取締役の指示の下、速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての定期的な見直しによってその改善をはかり、さらに、効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は下記の社是・社訓を掲げ、取締役、従業員への教育・周知徹底を継続することにより企業風土を醸成し、取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。

(社是)

楽業偕悦

(社訓)

- ・道義を重んずること
- ・創意工夫に努めること
- ・親を大切にすること

(グループ経営理念)

わたしたちは人と食を笑顔で結び

いつも信頼される企業グループです

- ② 当社は、取締役、従業員が法令・定款および当社の社是、社訓、グループ経営理念を遵守した行動をとるためにキューソーススピリット（倫理行動規範）を制定し、ホームページ上などで宣言し、取締役はこれに則り、グループ全体へ定着させる義務を負う。
- ③ 取締役会については取締役会規程により、毎月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて随時、複数の顧問弁護士および監査法人より経営判断に必要な助言を受けて、法令および定款に違反する行為を未然に防止する。
- ④ 反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、いかなる形であってもそれらを助長するような行動を行わない。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築および運用を推進する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 職務の執行に関わる文書その他の情報につき、従来からある当社取締役会規程、決裁規程、文書管理規程、およびそれに関連する各管理マニュアルに従い適切な保存および管理（廃棄を含む）・運用を実施し、必要に応じて検証や見直し等を適宜行う。
- ② 前項に係る事務は従来どおり経営推進本部が所管し、①の検証を行い、見直しが生じた場合に、代表取締役が随時、取締役会に報告する。
- ③ 取締役および監査役は、常時これらの文書または電磁的記録を閲覧できるものとする。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、内部統制管理規程により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ② 当社はリスクマネジメントを効率的に行うため、コンプライアンスを含めた内部統制委員会を設置する。内部統制委員会は内部統制管理規程の制定・管理・運用の統括を行い、リスク管理体制を明確化する。また、内部監査部門が各部署のリスク管理状況を監査し、その結果について内部統制委員会へ定期的に報告する。なお、内部統制委員会の統括責任者は代表取締役とする。
- ③ 当社は、代表取締役に直属する内部監査部門を従来より設置しており、その室長が引き続き職務を行う。
- ④ 内部監査部門は、定期的に業務監査実施基準および実施方法を検討し実施基準に漏れが無いかなどを確認し、実施基準の改定を行う。
- ⑤ 内部監査部門の監査により法令および定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、その危険度および損失の程度等について、直ちに代表取締役および担当役員に通報される体制を構築する。
- ⑥ 当社は、当社グループの企業活動の遂行、取締役・監査役・従業員等の安全、財産、名誉もしくは組織の存続に関して重大な被害または支障が生じた、または生ずる恐れがある危機事象（自然災害、火災、感染症等の発生、その他の事件または事故）に迅速かつ確に対処するため、当社グループの危機管理体制その他の基本事項を定めた規程類を整備する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会において各本部を担当する業務執行取締役を選定している。業務執行取締役は決裁規程により効率的かつ適正な業務執行を行う。
- ② 従来より取締役会の決議を要する重要事項以外の会社経営全般に関する方針、経営計画策定および経営活動の推進策を代表取締役の諮問機関である経営会議に権限を委譲し、定例および臨時開催で迅速な意思決定と機動的な業務執行をはかっている。経営会議は決裁規程および経営会議規程に基づき効率的な運営を行っている。

(6) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの従業員が法令・定款および当社の社是、社訓、グループ経営理念を遵守した行動をとるためにキューソーススピリットを制定し、その周知をはかっている。
- ② 内部統制委員会は、内部統制管理規程および関係するマニュアルなどの作成・管理・運用を統括する。内部統制委員会はコンプライアンスに関するリスクの分析およびマネジメントを行う。

- ③ 従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、公益通報者保護法に基づく、法律事務所を社外窓口としたコンプライアンス・グループ・ラインを設置する。コンプライアンス・グループ・ライン委員長は管理担当取締役とし、内部通報制度管理規程（コンプライアンス・グループ・ライン管理規程）に基づいて内部通報制度を構築する。また、管理担当取締役は従業員に対し、内部通報窓口のさらなる周知徹底をはかる。また、コンプライアンス・グループ・ライン委員会は賞罰委員会を通じて、代表取締役に対し人事上必要な処分を勧告する。

(7) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は上場会社としての責任を果たすため、当社独自に内部統制システムの構築を行っている。

イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 子会社の取締役等の職務執行にかかる事項の報告およびグループ内情報の共有化をはかるとともに、グループ経営の意思決定を迅速かつ的確に遂行するためにグループ経営推進会議を設置し、従来どおり3ヶ月に1回程度開催する。

ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス・グループ・ラインは、子会社を対象に含め、法律事務所を社外窓口として設置する。
- ② 内部統制委員会において主要な子会社におけるリスクマネジメントの状況を確認するとともに、リスクマネジメント体制構築の支援を行う。

ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または従業員を派遣し、子会社の取締役等の職務執行にかかる事項について連携、監督を行う。

ニ 当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社に対し監査計画書に基づき、内部監査部門による定期的なモニタリングを行い、代表取締役および常勤監査役へ報告を行っている。

(8) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会から求められた場合には、必要な員数等について、監査役と取締役が適宜協議し、検討を行う。

(9) 監査役職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき従業員を置く場合、その人事等については、代表取締役と監査役が協議の上、監査役会の意見を尊重して決定する。

(10) 取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および従業員は、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。
- ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・ 当社の子会社および関連会社の監査役、内部監査部門の活動状況
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・ 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 内部通報制度の運用および通報内容
 - ・ 株主総会に提出しようとする議案、書類その他の法務省令で定めるもの
 - ・ 法令・定款に違反する行為または不正行為
 - ・ 当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある行為
- ③ 取締役および従業員は、当社および子会社の取締役・執行役員が法令違反などに該当している場合の内部通報制度を構築するため、当社常勤監査役に直接相談や通報ができる「監査役直通ホットライン」を設置するとともに、その運用状況については監査役会にて報告を行う。

(11) 取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として人事上その他の点で当社から不利益な取扱いを行うことを禁止する体制を構築する。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役職務の執行が円滑になされるために必要な費用については予算措置を講じる。
- ② 監査役が外部の専門家（弁護士、会計士等）に委託する場合の費用等、特別費用の請求がされた場合、その内容に不合理がない限り、特別費用は会社が負担する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、監査役会を毎月1回開催し、社外監査役との連携による経営課題、経営リスクについて経営陣への積極的な意見表明を引き続き行う。
- ② 監査役は、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換をする機会を設ける。
- ③ 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議し、意見交換するなどし、情報交換および連携をはかる。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の体制を確保するため、それぞれの項目について適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンス

当社は、法令等の遵守を定めたキューソースピリットの重要性を認識するとともに、全役職員が高い倫理観をもって事業活動を行うことができるよう、コンプライアンス・マニュアルの制定やコンプライアンス・プログラムを実施しております。

(2) リスクマネジメント

当社は、大規模災害への対応として、事業継続計画（BCP）対策の規程やマニュアル等を整備しております。

また、非常用発電設備を備えた本社ビルにグループ各社の本社機能を収容しております。

(3) 財務報告に係る内部統制

当社は、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制報告制度を遵守するため、規程やマニュアル等を整備するとともに、内部統制委員会にて整備状況および運用状況の確認を行っております。

(4) 監査役監査・内部監査体制

① 監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は定期的なコミュニケーションを行っております。

② 監査役と内部監査部門の連携状況

当社は、代表取締役直属の内部監査部門を設置しております。

内部監査部門はその立案した年間計画に基づき、本社、各支社およびグループ各社を対象に内部監査を実施し、その結果を代表取締役および常勤監査役に報告しております。

なお、内部監査部門が実施する監査内容は、以下の項目に重点を置いた取り組みであります。

- イ 法令遵守、キューソースピリットの徹底による組織運営の健全性の確保
- ロ 業務処理の妥当性の検証・指導

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年11月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	29,338
現金及び預金	4,986
受取手形及び営業未収入金	21,671
商品	80
貯蔵品	179
前払費用	1,144
その他の流動資産	1,422
貸倒引当金	△146
固定資産	89,638
有形固定資産	73,764
建物及び構築物	16,569
機械装置及び運搬具	20,103
工具、器具及び備品	2,294
土地	30,066
リース資産	2,818
建設仮勘定	1,911
無形固定資産	5,594
のれん	2,095
顧客関連資産	2,339
その他の無形固定資産	1,159
投資その他の資産	10,279
投資有価証券	2,343
長期貸付金	318
長期前払費用	79
退職給付に係る資産	986
繰延税金資産	595
敷金保証金	4,274
その他の投資その他の資産	1,735
貸倒引当金	△53
資産合計	118,976

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	37,356
支払手形及び営業未払金	14,262
短期借入金	12,102
未払金	3,060
未払費用	3,887
リース債務	1,070
未払法人税等	569
賞与引当金	929
役員賞与引当金	77
その他の流動負債	1,397
固定負債	29,464
長期借入金	23,730
リース債務	2,140
長期未払金	196
長期割賦未払金	379
繰延税金負債	1,842
退職給付に係る負債	322
資産除去債務	692
預り保証金	160
繰延ヘッジ負債	0
負債合計	66,821
(純資産の部)	
株主資本	39,178
資本金	4,063
資本剰余金	4,208
利益剰余金	31,268
自己株式	△361
その他の包括利益累計額	2,211
その他有価証券評価差額金	589
繰延ヘッジ損益	△0
為替換算調整勘定	1,841
退職給付に係る調整累計額	△219
非支配株主持分	10,765
純資産合計	52,155
負債純資産合計	118,976

連結損益計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	179,649
営業原価	169,930
営業総利益	9,718
販売費及び一般管理費	6,022
営業利益	3,695
営業外収益	
受取利息	6
受取配当金	41
受取賃貸料	61
持分法による投資利益	0
補助金収入	27
養老保険解約差益	28
その他	204
営業外費用	
支払利息	649
貸与設備諸費用	48
その他	107
経常利益	3,259
特別利益	
固定資産売却益	83
投資有価証券売却益	60
その他	0
特別損失	
固定資産売却損	72
投資有価証券評価損	25
リース解約損	15
訴訟関連損失	185
その他	29
税金等調整前当期純利益	3,075
法人税、住民税及び事業税	1,073
法人税等調整額	199
当期純利益	1,802
非支配株主に帰属する当期純利益	344
親会社株主に帰属する当期純利益	1,458

連結株主資本等変動計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,063	4,208	30,381	△361	38,292
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△571	-	△571
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	1,458	-	1,458
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	886	△0	886
当 期 末 残 高	4,063	4,208	31,268	△361	39,178

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合 計		
当 期 首 残 高	526	△2	195	△536	183	9,396	47,872
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△571
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	1,458
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	63	2	1,645	316	2,027	1,368	3,396
連結会計年度中の変動額合計	63	2	1,645	316	2,027	1,368	4,282
当 期 末 残 高	589	△0	1,841	△219	2,211	10,765	52,155

計算書類

貸借対照表 (2022年11月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	17,063
現金及び預金	1,381
受取手形	36
営業未収金	9,683
売掛金	18
商品	19
前払費用	688
未収法人税等	155
関係会社短期貸付金	4,855
その他の流動資産	224
貸倒引当金	△0
固定資産	52,130
有形固定資産	34,079
建物	8,513
構築物	451
機械装置	8,081
車両運搬具	3
器具備品	765
土地	15,488
リース資産	774
無形固定資産	983
ソフトウェア	890
借地権	37
電話加入権	55
その他の無形固定資産	1
投資その他の資産	17,067
投資有価証券	1,419
関係会社株	10,650
関係会社出資金	398
長期貸付金	32
関係会社長期貸付金	351
長期前払費用	766
敷金保証金	2,918
保険積立金	492
会員権	51
その他の投資その他の資産	30
貸倒引当金	△44
資産合計	69,193

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	26,807
営業未払金	1,562
未払運賃	7,808
買掛金	16
短期借入金	5,800
関係会社短期借入金	6,500
1年以内返済予定の長期借入金	3,060
リース債務	247
未払金	1,002
未払費用	485
未払法人税等	54
未払消費税等	160
役員賞与引当金	29
その他の流動負債	79
固定負債	16,403
長期借入金	14,840
リース債務	529
長期未払金	86
繰延税金負債	247
退職給付引当金	6
資産除去債務	564
預り保証金	128
繰延ヘッジ負債	0
負債合計	43,211
(純資産の部)	
株主資本	25,412
資本	4,063
資本剰余金	4,209
資本準備金	4,209
利益剰余金	17,501
利益準備金	187
その他利益剰余金	17,313
別途積立金	11,887
繰越利益剰余金	5,426
自己株式	△361
評価・換算差額等	569
その他有価証券評価差額金	570
繰延ヘッジ損益	△0
純資産合計	25,982
負債純資産合計	69,193

損益計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		89,455
営業原価		86,265
営業総利益		3,190
販売費及び一般管理費		2,558
営業利益		631
営業外収益		
受取利息及び配当金	408	
受取賃貸料	90	
その他の	53	553
営業外費用		
支払利息	116	
貸与設備諸費用	48	
その他の	35	200
経常利益		983
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	50	58
特別損失		
固定資産除売却損	42	
投資有価証券評価損	25	
リース中途解約違約金	2	
訴訟関連損失	185	255
税引前当期純利益		786
法人税、住民税及び事業税	57	
法人税等調整額	144	201
当期純利益		584

株主資本等変動計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	4,063	4,209	187	11,887	5,413	17,488	△361	25,399	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	△571	△571	-	△571	
当期純利益	-	-	-	-	584	584	-	584	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	13	13	△0	12	
当期末残高	4,063	4,209	187	11,887	5,426	17,501	△361	25,412	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	495	△2	493	25,893
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△571
当期純利益	-	-	-	584
自己株式の取得	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	74	2	76	76
事業年度中の変動額合計	74	2	76	89
当期末残高	570	△0	569	25,982

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月16日

株式会社キューソー流通システム
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山村 竜平
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 純一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キューソー流通システムの2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キューソー流通システム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月16日

株式会社キューソー流通システム
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山村 竜平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田 純一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キューソー流通システムの2021年12月1日から2022年11月30日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月16日

株式会社キューソー流通システム 監査役会

常勤監査役 藤 岡 晃 ㊟

常勤監査役 大 竹 茂 雄 ㊟

社外監査役 小 泉 正 明 ㊟

社外監査役 渡 部 幹 ㊟

社外監査役 飯 塚 佳 都 子 ㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。